

神戸市立灘区民ホール指定管理者応募要領に関する質問と神戸市の回答

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
1	応募要領	1	1 指定管理者制度の趣旨	今回の指定管理者公募について、特に指定管理料が従来と同額であり、実施事業数の増加を求めていることについて、設置者として神戸市はどのようにお考えでしょうか。	現指定管理者からの収支報告などをもとに、提案上限額を設定しています。
2	応募要領	4	4 指定期間	「工事の終了時期により、貸館停止期間が延長になる可能性があります」とあります。 大ホール大規模改修工事は令和8年3月までの予定となっていますが、万が一延長となる場合、いつごろ明らかになりますか。 令和8年4月から大ホールを利用できる場合、令和7年4月から翌年分の大ホールの抽選会を再開する必要があります。それが無理な場合、優先予約やお客側側の他会場検討に必要な時間を鑑み、遅くとも令和7年2月（できれば1月）には決定していただき、ご利用希望のお客にご案内を行う必要があると考えます。	貸館停止期間が延長となる場合には、抽選会の時期を踏まえ、事前にお知らせいたします。具体的には、令和6年12月～令和7年2月頃を目安と考えています。 また、この目安を過ぎてから工期の延長が判明し、既に予約を受け付けてしまっていた場合、利用者への対応は別途協議とします。
3	応募要領	4	4 指定期間	「工事の終了時期により、貸館停止期間が延長になる可能性があります」とあります。 令和7年4月以降抽選会を行って利用予定が入った状況で、万が一それ以降に工事延長が決まった場合、どのような対応をお考えか、具体的にご教示ください。 例えば、利用者に対しては代替可能な他会場の確保が必須となりますが、市で行っていただけますでしょうか。また、利用者への金銭的補償（当館を利用する場合との諸費用の差額の補填を含む）や、館に対しての非稼働分の補償はご検討いただけますでしょうか。 その他にもお考えがあればご教示ください。	

神戸市立灘区民ホール指定管理者応募要領に関する質問と神戸市の回答

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
4	応募要領	4	5-(3)-② 改修（資本的支出）や大規模修繕	<p>応募要領に「実施期間 令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで」とあります。また、施設及び設備の維持管理に関する仕様書に「神戸市が決定した改修工事等の工期、日程、工法等について、異議は認めないものとする。改修工事等にあたって指定管理者はこれに協力すること。」とあります。</p>	<p>改修工事等の必要が発生した場合には、指定管理者は市に対して工事の依頼を行い、その必要性・妥当性等を判断し、予算措置がされた場合のみ工事を行うものとしています。</p> <p>工事の実施にあたっては、利用者への周知や現地での打合せ等でご協力いただいておりますが、指定管理業務の範囲外となる業務が発生する場合には、別途市で費用負担いたします。</p>
	(別紙3)施設及び設備の維持管理に関する仕様書	4	III章1.(2)改修工事等⑤	<p>大規模改修工事において指定管理者が協力する範囲や業務内容について、できるだけ具体的にお示しください。また、内容によって指定管理業務とは別に費用が発生する場合、費用負担についてどのようにお考えかお示しください。指定管理業務範囲外の業務については、その費用は別途お支払いいただけますでしょうか。</p>	
5	応募要領	4	5-(3)-② 改修（資本的支出）や大規模修繕	<p>「実施期間 令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで」とあります。</p> <p>大規模改修工事自体について、指定管理者に発生する業務は想定されていますでしょうか。想定されているとすればどのような業務でしょうか。</p>	

神戸市立灘区民ホール指定管理者応募要領に関する質問と神戸市の回答

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
6	応募要領	4	5-(3)-② 改修（資本的支出）や大規模修繕	「実施期間 令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで」とあります。 大規模改修工事期間中の建物全体の安全管理等（騒音等に対する対策も含む）については、どのような対応をお考えでしょうか。1階会議室・ロビーの利用者の他、2・3階のテナントの安全管理等についてはどのような対応をお考えでしょうか。また、その責任はどこに帰属しますか。	本市において改修工事の発注を行う際、安全管理については請負業者に義務付けています。
7	応募要領	4	5-(3)-② 改修（資本的支出）や大規模修繕	「実施期間 令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで」とあります。 大規模改修に関わる資材の置き場や工事車両の出入り等は、1階会議室・ロビーや他テナントの運営に支障がないと考えられますでしょうか。支障をなくすための工程が入る場合、その工程については、神戸市や大規模改修を担当される業者様に担っていただくと考えてよいでしょうか。指定管理者が別途担う必要が生じる可能性はありますか。	1階～3階の運営には影響がない想定ですが、支障をなくすための工事が必要となった場合には、市で実施します。
8	応募要領	4	5-(3)-② 改修（資本的支出）や大規模修繕	「実施期間 令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで」とあります。工事期間の最終段階で、舞台スタッフのトライアル期間は設定されていますか？ 一般的に、舞台設備・音響設備・照明設備といった舞台運営の主要設備の改修の際には、工事の最終段階で、工事業者による動作確認、引き渡しの後、工事業者立ち合いの下、舞台運営スタッフの新設備の習熟並びに安全運営を目的とした動作確認、模擬運営といったトライアル期間（2週間～4週間程度）が設けられます。	トライアル期間も含めた休館期間の設定としています。 休館期間で得られたはずの施設利用料金収入について、経常的な支出の減少分を控除して補填する予定です。
9	応募要領	4	5-(3)-② 改修（資本的支出）や大規模修繕	「実施期間 令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで」とあります。 工事期間の最終段階で、舞台スタッフのトライアル期間を設定されている場合、そのトライアル期間の諸費用およびそれに伴う収入減についても補填の対象としていただけますか？	

神戸市立灘区民ホール指定管理者応募要領に関する質問と神戸市の回答

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
10	応募要領	4	5-(3)-② 改修（資本的支出）や大規模修繕	<p>「実施期間 令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで」とあります。</p> <p>長期間の大ホール貸出停止により、毎年、継続的にご利用いただいているご利用者様には、多大なるご迷惑や他館を借りるなどの出費が発生することが予想されます。そのようなご利用者様に対して、市として考慮されているサービス等はございますでしょうか？他館の優先予約、他館利用の場合の差額の補填など具体的にご教示ください。</p>	市内近隣ホールへのご案内を考えています。
11	応募要領	5	5-(3)-③-イ-(ア)地域文化活性化事業 5-(3)-③-イ-(イ)その他の自主事業	<p>地域文化活性化事業に関して、「ホールにおいて」とあります。</p> <p>「ホール」とは建物全体を指すと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>大ホール大規模改修期間もそれ以外の期間も、「大ホール」の限定はないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また「その他の自主事業」についても同様と考えてよろしいでしょうか。</p>	
12	応募要領	5	5-(3)-③-イ-(ア)地域文化活性化事業 5-(3)-③-イ-(イ)その他の自主事業	<p>地域文化活性化事業に関して、「ホールにおいて」とあります。</p> <p>また、「大ホール大規模改修中に行う自主事業も併せて提案してください」とあります。</p> <p>「地域活性化事業」に関して、大ホール改修期間の他施設のホール利用は含まれますか。</p> <p>また、「その他の自主事業」および「大ホール大規模改修中に行う自主事業」として、他施設のホール利用は想定されていますでしょうか。</p> <p>その場合、その貸館費用も指定管理者の負担となりますか。</p>	<p>灘区民ホールの大ホールのみならず、建物内の他の箇所や、大規模改修期間中に他会場で実施することも可です。</p> <p>「ホール」は実施場所を指しているわけではなく、実施主体を指しているものをご理解ください。</p>
13	応募要領	5	5-(3)-③-イ-(ア)地域文化活性化事業 5-(3)-③-イ-(イ)その他の自主事業	<p>地域文化活性化事業に関して、「ホールにおいて」とあります。</p> <p>また、「大ホール大規模改修中に行う自主事業も併せて提案してください」とあります。</p> <p>「地域活性化事業」に関して、アウトリーチなどは対象になりますか。</p> <p>また、「その他の自主事業」および「大ホール大規模改修中に行う自主事業」として、アウトリーチなどは対象になりますか。</p> <p>その場合、神戸市で設定しているアウトリーチ事業に関する助成金等でご紹介いただけるものなどはありますか。</p>	

神戸市立灘区民ホール指定管理者応募要領に関する質問と神戸市の回答

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
14	応募要領	5	5-(3)-③-イ-(ア)地域文化活性化事業 5-(3)-③-イ-(イ)その他の自主事業	「5 指定管理者が行う業務」の中に、「(3)施設の維持管理業務」として「③自主事業の実施」が求められていますが、「自主事業にかかる経費は指定管理者の自主財源から支出されなければならない」とあります。地域活性化事業への神戸市からの補助がなくなったことについて、その経緯をご教示ください。	
15	応募要領	5	5-(3)-③-イ-(ア)地域文化活性化事業 5-(3)-③-イ-(イ)その他の自主事業	「5 指定管理者が行う業務」の中に、「(3)施設の維持管理業務」として「③自主事業の実施」が求められていますが、「自主事業にかかる経費は指定管理者の自主財源から支出されなければならない」とあります。市からの事業財源がなくなった中で事業を行えるとお考えかどうか、ご教示ください。	
16	応募要領	5	5-(3)-③-イ-(ア)地域文化活性化事業 5-(3)-③-イ-(イ)その他の自主事業	「5 指定管理者が行う業務」の中に、「(3)施設の維持管理業務」として「③自主事業の実施」が求められていますが、「自主事業にかかる経費は指定管理者の自主財源から支出されなければならない」とあります。費用がかけられなくなれば、従前比、事業の質が低下することや、市民の参加費負担等が増えることが想定されます。そのことの市民への影響について、お考えをご教示ください。	
17	応募要領	5	5-(3)-③-イ-(ア)地域文化活性化事業 5-(3)-③-イ-(イ)その他の自主事業	「5 指定管理者が行う業務」の中に、「(3)施設の維持管理業務」として「③自主事業の実施」が求められていますが、「自主事業にかかる経費は指定管理者の自主財源から支出されなければならない」とあります。	
		13	11-(3)評価基準項目	自主事業にかける指定管理者の自主財源の多寡は、選定に影響を及ぼしますか。例えば、金額が多い方が評価が高くなり、質が高いと判断される可能性はありますか。その場合、市として適切と考えている支出規模はありますか。	

神戸市立灘区民ホール指定管理者応募要領に関する質問と神戸市の回答

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
18	応募要領	5	5-(3)-③-イ-(ア)地域文化活性化事業 5-(3)-③-イ-(イ)その他の自主事業	「5 指定管理者が行う業務」の中に、「(3)施設の維持管理業務」として「③自主事業の実施」が求められていますが、「自主事業にかかる経費は指定管理者の自主財源から支出されなければならない」とあります。費用がかけられなくなれば、従前比、事業の質が低下することや、市民の参加費負担等が増えることが想定されます。そのことにより、お客様や神戸市による指定管理者の評価が、従前比低くなる可能性が懸念されます。このことについてどのようにお考えでしょうか。また、神戸市による評価に関して、財源上の非連続性について考慮していただくお考えはありますか。	<p>コンプライアンス強化の観点から、神戸市全体で指定管理者制度の運用に関する指針が明確化されたことに伴う対応です。従来の地域文化活性化事業にかかる事業費相当額は、施設管理に関する経費として、指定管理料を同額で据え置いています。「神戸市文化芸術推進ビジョン」は本市文化芸術施策にかかる2030年までの中期ビジョンとして、令和2年度に策定したものです。既にこの方針のもとで各指定管理者には施設やそこで行われる事業を運営いただいております。次期指定期間においても、それは変わらないものと認識しています。</p> <p>文化施設の管理運営にあたっては、自主事業も重要な要素と考えています。自主事業に関する計画については、事業の多寡のみならず、その計画の実現性や内容の熟度など、文化スポーツ局指定管理者選定評価委員会において総合的に判断・評価を行います。指定管理者として選定された後、毎年度同委員会にて評価を行いますが、その際も同様です。</p> <p>管理運営状況の実態把握のため、指定管理業務と自主事業にかかる収支は分けて報告をお願いいたします。自主事業にかかる人件費は、自主事業の経費として計上するようお願いいたします。</p>
19	応募要領	5	5-(3)-③-イ-(ア)地域文化活性化事業 5-(3)-③-イ-(イ)その他の自主事業	5 ページに、「自主事業にかかる経費は指定管理者の自主財源から支出されなければならない」とあります。	
		8	8-(5)収支の管理	また、8 ページに、「ホールにおける指定管理業務および自主事業の収支は、市に提出する事業報告書にて、それぞれ分けて報告を求めます」とあります。 指定事業（市の財源にて行う事業）であれば収支報告を求められるのは理解できますが、自主財源で行うとされている自主事業に関して、収支予算書の提出が求められている理由をご教示ください。	
20	応募要領	5	5-(3)-③-イ-(ア)地域文化活性化事業 5-(3)-③-イ-(イ)その他の自主事業	「5 指定管理者が行う業務」の中に、「(3)施設の維持管理業務」として「③自主事業の実施」が求められていますが、「自主事業にかかる経費は指定管理者の自主財源から支出されなければならない」とあります。 「地域活性化事業」「その他の自主事業」ともに、「神戸市文化芸術ビジョン」を掲げる神戸市において、市の財産である公立文化施設で行われる事業に関して、神戸市は予算を出さずにどのような役割を担うのか、指定管理者の役割をどのようにお考えか（事業財源供出先という位置付けか）、市と指定管理者の役割分担についてどのようにお考えか、ご教示ください。	

神戸市立灘区民ホール指定管理者応募要領に関する質問と神戸市の回答

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
21	応募要領	5	5-(3)-③-イ-(ア)地域文化活性化事業 5-(3)-③-イ-(イ)その他の自主事業	「5 指定管理者が行う業務」の中に、「(3)施設の維持管理業務」として「③自主事業の実施」が求められていますが、「自主事業にかかる経費は指定管理者の自主財源から支出されなければならない、指定管理料をその経費にあてることはできません」とあります。 自主事業の企画運営にかかる職員の人件費は、指定管理料に含むことができますか。その職員人件費は、様式2-3・2-4に計上してよいですか。 様式2-5・2-6中の「人件費」は、例えば舞台技術員の増員人件費や事業に関わる職員以外の人件費と考えてよいですか。	
	別添様式集	23	(様式2-3)収支予算書<施設管理>	それとも、自主事業に関する人件費は指定管理料の職員人件費に含めることはできなくなるということになりますでしょうか。職員は、勤務時間中に指定管理料からの給与において自主事業に関する業務を行うことはできなくなりますか。勤務時間外に事業の企画運営を行い、その給与は自主財源から出すことになりますか。2-5・2-6中の「人件費」には職員人件費が含まれることになりますか。	
			(様式2-4)収支予算書<施設管理>		
			(様式2-5)収支予算書<自主事業>		
			(様式2-6)収支予算書<自主事業>		
22	応募要領	5	5-(3)-③-イ-(ア)地域文化活性化事業 5-(3)-③-イ-(イ)その他の自主事業	「5 指定管理者が行う業務」の中に、「(3)施設の維持管理業務」として「③自主事業の実施」が求められていますが、「自主事業にかかる経費は指定管理者の自主財源から支出されなければならない、指定管理料をその経費にあてることはできません」とあります。 神戸市の他の文化施設（神戸文化ホール、他区民センター）も同様に、市からの事業費なし・自主財源となる予定かどうかご教示ください。	
23	応募要領	5	5-(3)-③-イ-(ア)地域文化活性化事業 5-(3)-③-イ-(イ)その他の自主事業	以下の事業について、どのように異なる事業内容をお考えか、具体的にご教示ください。 ・「地域活性化事業」 ・「文化芸術推進ビジョン」のその他の自主事業 ・「大ホール大規模改修中に行う自主事業」 ・「自由提案」（14 ページ「評価基準項目」内の「自主事業に関する計画」（6））	仕様書に記載のとおりであり、応募者の提案によります。
		14	11-(3)評価基準項目		

神戸市立灘区民ホール指定管理者応募要領に関する質問と神戸市の回答

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
24	応募要領	6	8-(1)-①市の上限負担額	「指定管理料の上限額は年間 54,115 千円（消費税 10%込）とします」とあります。今般の指定管理料上限額の積算根拠をご教示ください。	<p>応募要領23ページに記載のリスク分担表のとおり、「施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更」は市と指定管理者で協議を行うこととしています。また、「物価・金利の変動」は指定管理者が負うべきリスクとしています。</p> <p>なお、他施設も含めると、協定締結後に協議した結果、利用料金の消費税増税未反映分、キャッシュレス決済手数料、また、今般の物価高騰を受けている光熱費について補填事例があります。ただし、市予算の状況によりますので、確定ではないことにご留意ください。</p>
25	応募要領	6	8-(1)-①市の上限負担額	「指定管理料の上限額は年間 54,115 千円（消費税 10%込）とします」とあります。 政府の賃上げ方針や物価高騰を下請け等に転嫁させない方針、および久元市長のご発言について、神戸市としてどのように対応されるのか、ご教示ください。	
26	応募要領	6	8-(1)-①市の上限負担額	「指定管理料の上限額は年間 54,115 千円（消費税 10%込）とします」とあります。 今後、さらに物価・光熱水費高騰や賃上げの状況が進んだ場合、指定管理料見直しの協議に応じていただく可能性をお考えかどうか、ご教示ください。	
27	応募要領	6	8-(1)-①市の上限負担額	「指定管理料の上限額は年間 54,115 千円（消費税 10%込）とします」とあります。 他都市に例があるように、指定管理者の賃金スライド制などを導入するお考えがあるかどうか、ご教示ください。（横浜市等）	
28	応募要領	6	8-(1)-①市の上限負担額	「指定管理料の上限額は年間 54,115 千円（消費税 10%込）とします」とあります。 神戸市の他の文化施設（神戸文化ホール、他区文化センター）も同様に 10 年間指定管理料据置（かつ事業予算なし・追加費用負担増（キャッシュレス手数料））とする予定かどうか、ご教示ください。	
29	応募要領	6	8-(1)-①市の上限負担額	「指定管理料の上限額は年間 54,115 千円（消費税 10%込）とします」とあります。 神戸市の他部局管轄の指定管理者も同様に 10 年間指定管理料据置（かつ必須活動資金の自主財源化・追加費用負担増、等）の予定かどうか、ご教示ください。	

神戸市立灘区民ホール指定管理者応募要領に関する質問と神戸市の回答

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
30	応募要領	9	8-(9) その他の費用負担について	「社会情勢の変化」との記載があります。 例えば、物価上昇や賃上げに伴う指定管理料の増額について、どのような状況が発生すれば「社会情勢の変化」とみなしていただけるのでしょうか。	
31	応募要領	17	13 指定の取り消し等	「最低賃金法」との記載があります。 もし期間中に最低賃金が上がった場合、期間中の指定管理料の見直しをされるお考えはありますか。	
		19	16-(1)関係法令等の順守		
32	応募要領	23	17-(3)「物価・金利の変動」リスク分担 指定管理者	「物価・金利の変動」リスク分担は指定管理者となっています。 現状、世界情勢等（戦争や地球温暖化、天災等）も背景に、従来と異なる物価上昇及び光熱水費高騰が続いています。物価が上昇を続ける場合、指定管理料の見直しをされるお考えはありますか。もしくは、物価高騰補填を導入されるお考えはありますか。	
33	応募要領	8	8-(8)併設施設との経費の按分	「所要経費について、専有面積の割合で按分し、神戸市福祉局及び健康局に負担を求めることができます」とあります。 この調整については、館は市の財産ですので本来市が行うものと考えられますが、市の側で調整を行ってまとめていただくことはないのでしょうか。	応募要領p.8のとおり、施設及び設備の維持管理業務については、市福祉局及び健康局から別途依頼があります。按分すべき経費については管理主体である灘区民ホール指定管理者が把握しており、調整についても指定管理者で実施することが効率的・合理的だと考えています。
34	応募要領	13	11-(3)評価基準項目	「応募者に関する項目」の「(3) 公共事業に取り組む姿勢、法令順守」における「公共事業」は「公益事業」と読み替えてよろしいでしょうか。「公共事業」の場合、どのような内容を想定されていますでしょうか。	「公共事業」とは、「公の施設」の管理運営を指しており、「公益事業」と読み替えることはできません。
35	応募要領	14	11-(3)評価基準項目	「収支計画」について、今回の指定管理料は上限が設定されています。配点内訳とその計算根拠についてご教示ください。	応募要領p.14に記載のとおりです。
36	応募要領	19	16-(2)個人情報の保護	個人情報の保護についての記載がございますが、応募時提出の「特定個人情報を取り扱う業務に関するチェックリスト」に併せプライバシーマークの認定証等の証明書の提出を予定しております。提出の可否をご教示下さい。	提出不要ですが、追加で提出いただいても差し支えありません。

神戸市立灘区民ホール指定管理者応募要領に関する質問と神戸市の回答

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
37	応募要領	22	16-(12)業務の引継ぎ	施設及び設備の維持管理に関する仕様書に、「指定管理者は、期間終了の日までに「次期指定管理者」に対して本仕様書に記載する業務に関する引継ぎを行わなければならない。」とあります。また応募要領に「引き継ぎにかかる費用については、現指定管理者と次期指定管理者が協議のうえ負担するものとします。なお、引継ぎにあたっては、市民サービスが低下しないよう、十分注意してください。」とあります。	評価基準項目は応募要領p.13,14記載のとおりであり、提案指定管理料に偏重しているわけではなく、利用者サービス向上のための取組や工夫などを含めた事業内容も評価項目としています。 引継ぎに関する事項は別紙1仕様書p.11記載のとおりです。
	(別紙3)施設及び設備の維持管理に関する仕様書	1	8.業務の引継ぎ	引継ぎにも諸費用がかかることが想定されますが、市民サービスの低下とはどのようなものをお考えですか。前回公募時と同額である今般の指定管理料上限の中、もし価格競争を主要因として選定された業者が引き継いだ場合に、その市民サービスが低下しない引継ぎは十分行えるとお考えでしょうか。	
38	(別紙1)仕様書	4	3-(1)-④利用料金の徴収に関する事項	「現在、施設で対応しているキャッシュレス決済を引き続き継続すること（ただし、決済に係る手数料は指定管理者の負担とする）」とあります。 キャッシュレス利用者はますます増加することが予想され、年々その額は増えると想定されます。このことについてどのようにお考えかご教示ください。	現指定管理者からの収支報告などをもとに、提案上限額を設定しています。 どのキャッシュレスシステムを導入するかについては指定管理者の提案によります。
39	(別紙1)仕様書	4	3-(1)-④利用料金の徴収に関する事項	「現在、施設で対応しているキャッシュレス決済を引き続き継続すること（ただし、決済に係る手数料は指定管理者の負担とする）」とあります。 今後も、現状の、神戸市主導で導入した企業のキャッシュレスシステムを使い続けることが前提とされますでしょうか。	
40	(別紙3)施設及び設備の維持管理に関する仕様書	1	10.その他	「本仕様書に記載なきことも施設及び設備の維持管理に必要な事項はこれを行うこと。」と記載がございますが、具体的にどのような内容となりますでしょうか。	施設の維持管理業務は非常に多岐にわたるため、仕様書には積算や提案のうえで最低限必要なものを記載しています。

神戸市立灘区民ホール指定管理者応募要領に関する質問と神戸市の回答

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
41	(別紙3)施設及び設備の維持管理に関する仕様書	1	10.その他	本仕様書に記載はございませんが、例えば神戸市よりクールスポットとしての指定を受け開設するというような可能性はございますか。その場合、それに必要となる光熱水費等は補填いただけますでしょうか。	クールスポットとしての指定を受ける可能性は否定できません。指定管理範囲業務と明確に切り分けられる場合は、別途協議とします。
42	(別紙3)施設及び設備の維持管理に関する仕様書	4	(2)改修工事等	「④改修工事等の必要が発生した場合には、指定管理者は神戸市に対して、・・・なお、神戸市の決定に異議は認めないものとする。」 「⑤神戸市が決定した改修工事等の工期、日程、工法等について、異議は認めないものとする。改修工事等にあって指定管理者はこれに協力すること。」とあります。 問題が発生する可能性がある場合や費用対効果が低い場合などに関して、運営の立場からの考えを述べる機会はありますでしょうか？	合理的な理由のない異議を認めないという趣旨であり、改修工事等にあっては管理運営者と協議のうえで計画していきます。
43	(別紙3)施設及び設備の維持管理に関する仕様書	4	2.(2)5指定管理者が投資して設置した施設及び設備等について	「指定管理者が、その指定の期間が終了した場合、又はその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合、速やかに現状に回復すること。」と記載がございますが、現状の施設内にそのような場所はありますでしょうか。	現指定管理者が投資して設置した施設及び設備等はありません。
44	(別紙3)施設及び設備の維持管理に関する仕様書	5	3.(2)緊急対応	「災害時、事故時又は施設、設備の不具合等の緊急対応は、指定管理者が行う。」と記載がございますが、夜間等の緊急対応・一次対応等、その経費は全て指定管理者負担となりますでしょうか。また、対応頻度についてご教示をお願い致します。	応募要領p.22,23のリスク分担に記載のとおりです。災害・事故等の発生は予期できないものですが、頻繁に発生するものではないと考えています。
45	(別紙3)施設及び設備の維持管理に関する仕様書	7	<別紙-1>機器一覧表	直近5年間において、更新された機器や数量が変更となった機器はございますでしょうか。	変更ございます。現状は仕様書のとおりです。

神戸市立灘区民ホール指定管理者応募要領に関する質問と神戸市の回答

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
46	(別紙3)施設及び設備の維持管理に関する仕様書	27	<別紙-4>法定点検及び定期点検業務一覧表	法定・定期点検業務について、前回公募時と比較して、作業内容や点検回数等に変更があるものをご教示下さい。	法定点検の項目については空調設備点検、照度測定、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいた点検・管理を追加しました。 定期点検の項目についてはゴンドラ設備点検、中央監視システム、監視カメラ設備点検、ポンプ類点検を追加しました。
47	(別紙3)施設及び設備の維持管理に関する仕様書	27	<別紙-4>法定点検及び定期点検業務一覧表	法定・定期点検業務について、応募要領 P.4 5 - (3) - ②にございます令和7年7月1日から令和8年3月31日まで予定している大規模改修により、改修項目対象機器に対する作業内容や点検回数等に変更が生じた際、業務仕様の変更及び経費の見直し等の予定の有無をご教示下さい。	市の都合によって指定管理業務に係る協定締結時から変更になった場合は、別途協議とします。
48	(別紙3)施設及び設備の維持管理に関する仕様書	24	<別紙-2>法定資格者一覧表	電気主任技術者は現場常勤者による選任に限られるでしょうか。また、経済産業局認可の電気保安法人への再委託は可能でしょうか。	必ずしも現場常勤者を選任する必要はありません。再委託可能です。
49	別添資料集	1	1.灘区民ホールアクセスマップ・位置図	「灘区民ホール HP より引用」とありますが、現在 HP に掲載されているものと異なります。	2024年6月24日時点でのホームページから引用しています。
50	別添資料集	19	(1)条例上の利用料金	会議室、音楽室の定員が異なります。	条例に規定する定員を掲載しています。
51	別添資料集	19	(1)条例上の利用料金 (2)附属設備の利用料金(現状) (2)附属設備の使用料	現在の利用料金体系を詳しく教えてください。	詳細は灘区民ホールのホームページをご確認ください。
52	別添様式集	23	(様式2-3)収支予算書<施設管理>欄外	「休業期間中の利用料収入の減少分については補填を予定しています。ただし大規模改修に伴う経常的な支出の部分は控除します」とあります。控除する「経常的な支出」とはどのような部分をお考えでしょうか。また、どのように算出することを想定されていますでしょうか。	

神戸市立灘区民ホール指定管理者応募要領に関する質問と神戸市の回答

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
53	別添様式集	23	(様式2-3)収支予算書<施設管理>欄外	「休業期間中の利用料収入の減少分については補填を予定しています。ただし大規模改修に伴う経常的な支出の部分は控除します」とあります。 大ホールの改修中は、ホールの「休業」ではなく、ホール内施設の「貸出の一部停止」という理解でよろしいでしょうか。	控除する支出としては委託料や光熱水費等を想定していますが、具体的には市との協議によるものとします。 また、補償は貸出を停止している施設の利用料を対象とします。算出方法としては、直近3か年の同期間における平均額が基本的な考えですが、市との協議事項とします。
54	別添様式集	23	(様式2-3)収支予算書<施設管理>欄外	「休業期間中の利用料収入の減少分については補填を予定しています。ただし大規模改修に伴う経常的な支出の部分は控除します」とあります。 補填の範囲と計算方法はどのようにお考えでしょうか。 大ホール非稼働に伴い、大ホールの施設利用料、時間外施設利用料、附属設備利用料の収入がなくなるとともに、大ホールの控室として会議室をあわせて利用する利用者も多く、その分も減収要因になることが想定されます。	
55	別添様式集	23	(様式2-3)収支予算書<施設管理>欄外	「休業期間中の利用料収入の減少分については補填を予定しています。ただし大規模改修に伴う経常的な支出の部分は控除します」とあります。 舞台技術者（舞台・音響・照明）の仕事（収入）がなくなりますが、その休業補償は考慮いただけますでしょうか。	
56	別添様式集	23	(様式2-3)収支予算書<施設管理>欄外	「休業期間中の利用料収入の減少分については補填を予定しています。ただし大規模改修に伴う経常的な支出の部分は控除します」とあります。 改修後のトライアル関連費用も補填の対象にさせていただきますでしょうか。	
57	別添様式集	23	(様式2-3)収支予算書<施設管理>欄外	「休業期間中の利用料収入の減少分については補填を予定しています。ただし大規模改修に伴う経常的な支出の部分は控除します」とあります。 長期間の大ホール貸出停止を経て、これまでの利用者が離れてしまう懸念があります。従来比その差分も補填の対象にさせていただきますでしょうか。	